

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

令和6年4月22日

九州地方整備局副局長 杉中 洋一

1 当該招請の主旨

本業務については、次の特殊な技術・手法等を有している必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な次の特殊な技術・手法等を有している法人等(以下、「特定法人等」という。)との契約手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

(特殊な技術・手法等)

- ① 港湾分野において、建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場の創出を目指すi-Constructionを推進するため、測量から設計、施工、検査に至る一連の建設プロセスにおいて、ICTを活用した情報の3次元化を進めるための研究及びICTの導入に向けて必要なシステムや基準類に精通していること。
- ② 港湾分野のICTを活用する工事(測量及び施工)の普及に資する新技術の開発や現場等における実証試験及び適用性の検討に精通していること。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度クラウドを活用した港湾測量システムに関する開発検討業務
- (2) 業務目的

本業務は、マルチビーム測量から得られる計測データをリアルタイムに解析処理が可能なクラウドシステム基本機能の構築を行うと共に、現地での実証試験及び現地適用性の検討を行うものである。

- (3) 業務内容

1 クラウドシステム機能の高度化

既存「クラウドを活用した港湾測量システム」において、システムの利便性向上のため以下の機能追加を行うものとする。

- ・基礎工に関するAI機能の高度化
- ・登録データ検索機能
- ・浚渫工の工事適用に向けたシステムの評価検証
- ・港湾整備BIM/CIMクラウドとのデータ連携
- ・港湾測量システムの運用引継ぎに関する検討

・アカウント発行・アクセス権付与に関する検討

2 現地実証試験と適用性の検討

九州管内港湾等の施設を対象とし、構築したクラウドを活用した港湾測量システムについて現地実証試験を行うものとする。また、現地実証試験の実施の結果を踏まえ、九州管内港湾等の施設における本システムの現地適用性を整理し、測量作業で使用する為のシステムマニュアルについてとりまとめを行うものとする。

(4) 履行期限

令和7年3月19日

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 九州地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 特殊な技術・手法等に関する要件

- ① 港湾分野において、建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場の創出を目指すi-Constructionを推進するため、測量から設計、施工、検査に至る一連の建設プロセスにおいて、ICTを活用した情報の3次元化を進めるための研究及びICTの導入に向けて必要なシステムや基準類に精通していること。
- ② 港湾分野のICTを活用する工事（測量及び施工）の普及に資する新技術の開発や現場等における実証試験及び適用性の検討に精通していること。

(3) 業務参加者間の公平性

本業務に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（詳細は説明書参照。）

4 手続等

(1) 担当部局

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

国土交通省 九州地方整備局

総務部 経理調達課 契約管理第二係

電話092-418-3345 E-mail kyusyusikaku-s89kk@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年4月22日から令和6年5月14日まで (1)に同じ場所で配布。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年5月15日 11時00分 (1)に同じ。

持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
4 (1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和6年7月16日 11時00分
- (4) 九州地方整備局（港湾空港関係）における令和5・6年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない場合も4 (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の決定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。